

参議院大蔵委員会會議録第三十六号

昭和三十三年五月十三日(月曜日)午前
十時四十二分開会

委員の異動

本日委員榊原大君及び前田久吉君辞任につき、その補欠として木下友敬君及び島村軍次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
田中 茂穂君
土田国太郎君
苦米地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君
栗山 良夫君
榊 大君
野溝 勝君
杉山 昌作君
島村 軍次君
衆議院議員
竹山祐太郎君
森山 欽司君

政府委員

大蔵省大臣官 白石 正雄君
房日本専売公 社監理官 東條 猛猪君
大蔵省銀行局長 常任委員 木村常次郎君
事務局側 会専門員 西山 祥二君
日本専売公 社生産部長 三井 武夫君
日本専売公 社塩部部長

説明員

本日開会に付した案件
○連合審査会開会の件
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○たばこ耕作組合法案(衆議院送付、予備審査)
○租税及び金融等に関する調査の件(専売事業に関する件)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。
議事に入るに先だつて、委員の異動について御報告いたします。
本日付をもって前田久吉君が辞任され、その補欠として島村軍次君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) まず連合審査会に付した案件について御報告いたします。
ただいま商工委員会に付託され、審査中の中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案は、本委員会の所管事項と密接に関連を有するものでありますので、この際、本案について連合審査

会を開かれるよう商工委員会に申し入れたいたしと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決しました。なお連合審査会の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと思つて存じます。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行います。

○栗山良夫君 ただいま議題になつております輸銀法の一部改正法律案につきまして、実は先般も私は資料をお願いいたしました。ただ具体的な個々の名称をあげる要求でありましたので、私、個人的にお示しをいたしたいので、私、それを拝見いたしました。おりまします、それを拝見いたしました。も、すでに本法の出資事業で、しかも輸銀の融資対象になつたものも相当たくさんございまして、おそろく輸銀の融資対象になつていないもので、本法の海外出資になつておるもの、このほかに相当あるのじやないかと私は認められると思ひますが、こういう工合に、わが国の力が産業経済部門を通じて、海外の開発に貢献をしていくというこ

とは、いろいろな意味で大へん好ましいことだと思ひます。

ただ問題は、最近北洋漁業等にもその影響が現れておるす、また南洋のマグロ漁業等にも現れておるす、が、世界的にレベルの非常に高い日本の水産漁獲事業というものが、戦後

その持つておる技術を十二分に發揮し得ない状況に、だんだん縮小の傾向にあるといふことは、これは率直に認めなければならぬと思ひます。もう少し漁業といふものが自由にやれて、そしてこれに中小漁業者も含めて、資金が潤沢にありますれば、日本の水産業といふものは、今のような状況でなく、もつと飛躍的な発展ができる、

こゝ私は自信を持つてよからうと思ふのです。ところが、どうもそういう事情に今のところないわけですね。そこで、私も専門家でありませんが、こゝも、何つておられますという、日本の漁業が非常に高い技術水準にあるといふので、海外から技術援助その他の投資を含めた指導を仰いでおるといふ向きが相当多数の件数にわたつておる。従つて大蔵省としては、これは農林省との関係もありまして、そういうような傾向にあるといふことを御承知になつておるか、これを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) 漁業関係の海外での事業の提携ないしは海外投資の関係でございますが、ただいままで実際に実行されておる事例として申し上げてみますと、たとえば太平洋漁業がビルマでトロール船の関係の合併会社を作る、あるいは南洋貿易がニューヘブリデス諸島方面においてやはり同様、漁業関係の仕事をするといふようなことがありまして、これらにつきましまして、すでに輸出入銀行から現実に融資が行われておるのでござい

ます。なおまた輸出入銀行といたしましては、まだ正式に融資はいたしておりませんが、イラン方面におきまして同様漁業進出の相当の計画が実は具体化したしてございまして、合併事業の問題があるといふこともございまして。それから、これはそういう合併関係ではございませんが、私の承知しておりますところによりまして、香港方面でありますとか、あるいはインドシナ方面でございまして、日本の会社がいわば自分の事業の関係で、この輸銀の事業投資といふような形態で相当進出をもうろんだような、また現に事業を営んでおるような事例もございまして、そういうようなことでございまして、

ただいま栗山委員が仰せになりましたように、相当最近までにいろいろ計画もございまして、これが現実に実を結んでおるような事例もございまして、最近の事例ではございせんが、二、三年前におきましては、実は民間の事業でも、競争と申しますか、というようなことで、一つの有望な漁場あるいは提携の相手方というやうなものがございまして、内地の業界でもいろいろ競争的に事業をいたしたいといふやうなことがありまして、農林省方面でも、まあ、あまりそういう競争が行き過ぎないやうにいろいろ指導したといふ事例も承知いたしてございまして、

要は、個々の事業の判断をいたしまして、今仰せのように、どうやって、そういう高い日本の技術でもつて、ま

だ開けておらない漁業資源の開発を、やって経済交流を厚くしていくかという、具体的な判断の問題といたしましては、個々の場合で処理いたすべきであると考えております。そういう場合におきましては、輸出入銀行といたしましては、もちろん法律で認められなかった範囲内におきまして、所要の資金的なあつせん援助というものはやるべきである、かように考えておる次第であります。

○栗山良夫君 私がつておるところによると、今おっしゃった国——イラン、ビルマ等のはかに、たとえばタイ、イスラエル、ブラジル、エクアドル、チリ、グアテマラ、メキシコ、セロン、パキスタン、インド、まだそのほか相当あるようなのです。しかも、これはおそろく合併あるいは技術提携その他を求めているものらしいのです。従つて、普通の生産事業の海外事業金融はもちろんやうていくわけですが、この水産業についても、やはりこれを認めていくというの方が、日本の持つておる水産業の力から言えれば好ましいのではないかと私は考えるのですが、大蔵省として、今法律で定められた範囲内において道を開いていくのにやぶさかでない、こういうことをおっしゃったが、しからば、法律が認める範囲内で今私の希望をするようなことが実現する可能性があるかどうか、ということが問題だと思ふのです。その点はいかがですか。

○政府委員(東條猛猪君) 今お願いをいたしております改正前の現行法でございますと、たとえば日本からのプラント類の輸出を伴わない場合という場合でございますと、まず第一の問題と

いたしましては、一つそこに制約が実は出てくるわけでありまして、それから海外投資という場合におきましても、たとえば日本からのプラント類の輸出を伴いますとか、あるいは日本の輸入市場の転換をはかりますとか、さうなことで……また投資の形態といたしまして、現行法におきましては、日本の会社が直接海外の合併事業に出資する場合だけの資金に限定せられるというふうな、現行法といたしましては制約がありますことを免れないわけでありまして、今御審議を願つておられます案がもし成立いたしますれば、たとえば日本の技術のみが出て参る——漁業の場合でございますとおそろく……まあ多少冷凍設備が出て参りますというふうなこともございまして、けれども、どうもプラント類の輸出というものが伴うということとは、日本から船が出て参るということなら、これは別であります、ちよつとそういうことのない場合も多い。それから輸入市場の転換と申しましても、そのとれました漁獲物が日本に相当部分入つてくるといふことでございまして、あるいはほかの地域の輸入が新しく起つた漁獲物によつて置きかえられるというやうな解釈も成り立つたかと思ふわけでありまして、必ずしもそうでない場合もあるというやうなことで、私も現行法では必ずしも、かゆいところに手がとどくと申しますか、さういう十二分の輸銀の融資が望めないといふやうなこともあると思ひますので、新しい法律ができますれば、その辺のところにつきましても、従来以上に業務の運営の拡張ができる。ただ、くれぐれも申し上げたいと思ひますのは、

そういうふうにできますが、あとは個々の——特に漁業の場合でございますと、個々のやはり業務のメリットと申しますか、事業の合理化、あるいは償還計画がどうなるかというやうなことを十分審査いたしまして、やはり輸銀のビジネスのベースに乗るといふことは必要だと思ひます。ちよつと言葉が過ぎましたが、何も漁業に限つたというだけではございせん。これは一切の事業といたしまして、この輸銀の審査によりましてビジネス・ベースに乗るといふことは当然必要であります。何と申しましても、水仕事と申しますか、実際に漁獲物があがるかどうかというやうなことは、よほど提携の相手方というやうなことを審査する必要は、私はあろうかと思ひます。要はビジネス・ベースに乗りますれば、新しい改正法によりまして相当業務範囲も拡張される、そういう場合におきましては、ほかの業種とそう法律的な扱いも変つてこない、こう考へております。

○栗山良夫君 大体わかりました、今おっしゃったやうないろいろな条件といたうものは、今問題になつておる水産業に限つたというのではないので、これはあらゆるものに共通するわけですが、そこで話は大体わかりましたが、さうすれば、海外事業金融の対象に水産業を一枚加えるということができないものでか。

○政府委員(東條猛猪君) 法律上別に今具体的な業種というものを限定いたしておらないわけでありまして、特に申し添へたいと思ひますのは、今度はいわゆる経済交流の促進に寄与するとい

う場合においては、プラント輸出を伴わない、あるいは輸入市場の転換といふことでございせん。でも、輸銀の目的の範囲内に加えたわけでありまして、漁業をやりました結果、日本の外国との経済交流の促進に寄与するといふ判断ができます場合においては、従来よりもむしろ案に運用ができるというふうな申し上げられると思ひます。

○栗山良夫君 その場合は、たとえば漁具——船とか網とか、そういう直接漁獲に関係する施設あるいは技術だけであつて、そのほか、漁獲物の加工だとか貯蔵だとか、あるいは運搬、そういうやうなものにまでも大体伸ばされていくと見てよろしうございませうか。

○政府委員(東條猛猪君) お願いいたしております案の内容によりましては、海外投資の形態が二つございまして、一つはいわゆる合併事業の海外投資金融の形の場合、それから海外事業金融という二つの形が考えられるわけでありまして、前者の合併会社の場合でございますと、御説明申し上げまして御了解いたしておりますやうに、いわゆる合併会社を作ります場合の資本金あるいはその合併会社に対する貸付金というところにおきましては、相当幅が広く開かれております。それから後者の、今度は日本の事業会社が自分海外でやる場合も、海外事業金融の場合でございますと、現在の案においては、設備資金、それから長期の運転資金、こういうことに一応今回の案におきましては限定をいたされております。そこで日本から漁船、漁具、冷凍設備あるいは貯蔵設備というやうなものが出て参ります場合におきまして

は、もちろんこれは法律的には融資の対象になります、それから合併事業の場合におきましては、出資金あるいは貸付金というものが対象になります。それから自分で事業をやります海外事業金融の場合においては、長期運転資金は法律の対象として加える、こういう法律構成になっているわけでありまして。

○委員(廣瀬久忠君) ほかに御質疑はございせんか。

○江田三郎君 この法案の直接のことではないのですけれども、関連はあるわけでありまして、最近の輸出の状況というのについて、私はこの法案に関連して聞きたいと思つておるのです、これは委員長の方で別にさういふやうな機会を設けられるならそれでもよろしいが、その点どうお考えになつておりますか。なおさういふことをやつていただくなら、ただ輸出入の状況だけでなしに、この金利の改定の問題もありまして、金融情勢全体についても、情勢が相当變つておりますからして、この際やうばりはつきりお聞きしておきたいと思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) 委員長から申し述べます。ただいまの江田君の御発議はしごく時宜に達したごもつともなことだと思ひます。従つて国政調査の名においてそのうち機会を作りたいと思ひます。

他に御質疑はございせんか。——別に御質疑もないやうでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明かにして述べを願ひます。

○榎本夫君 この法律案について特段

は、もちろんこれは法律的には融資の対象になります、それから合併事業の場合におきましては、出資金あるいは貸付金というものが対象になります。それから自分で事業をやります海外事業金融の場合においては、長期運転資金は法律の対象として加える、こういう法律構成になっているわけでありまして。

○委員(廣瀬久忠君) ほかに御質疑はございせんか。

○江田三郎君 この法案の直接のことではないのですけれども、関連はあるわけでありまして、最近の輸出の状況というのについて、私はこの法案に関連して聞きたいと思つておるのです、これは委員長の方で別にさういふやうな機会を設けられるならそれでもよろしいが、その点どうお考えになつておりますか。なおさういふことをやつていただくなら、ただ輸出入の状況だけでなしに、この金利の改定の問題もありまして、金融情勢全体についても、情勢が相当變つておりますからして、この際やうばりはつきりお聞きしておきたいと思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) 委員長から申し述べます。ただいまの江田君の御発議はしごく時宜に達したごもつともなことだと思ひます。従つて国政調査の名においてそのうち機会を作りたいと思ひます。

他に御質疑はございせんか。——別に御質疑もないやうでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明かにして述べを願ひます。

○榎本夫君 この法律案について特段

〔賛成者挙手〕
○委員長 廣瀬久忠君 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は、先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。
それから多數意見者の御署名を願ひます。

右の結果、新たにたばこ耕作組合法を制定し、たばこ耕作者の経済的社会的地位の向上をはかるとともに、たば

どういふことになっているか、非常にこれは複雑で、そうして片方が衆議院先議になって、あとの二つが参議院先

います。

○衆議院議員（竹山祐太郎君）　ただいまの御意見につきましては御要望に

の提案等の専売法の改正とあわせて、
両々相待つて、今お話のような点を解
決して参りたい。なお、この際お願い

申し上げておきますが、法案の部分的
内容につきましては、同じ提案者の諸
君から一緒に答弁をすることを、この
際、委員長にお許しを願っておきたい
と思ひます。

○江田三郎君 竹山さんは農業につ
いてはいろいろ高い見識を持っておられ
る、われわれの先輩ですからお伺いし
ますが、今おっしゃったものでは、そう
いう点にこの法案の足らざるところ
は、政府の出しておられる専売法
の一部改正というもので補っていくと
いうのですが、たとえば米にいたしま
しても、麦にいたしましても、その他
の重要農産物の価格の決定に当って
は、一つの決定の基準というものがあ
るわけですが、たばこについては、そ
ういうものがない。私は政府の出され
た専売法改正についてはいづれまた別
の機会に政府へお伺いしようと思つて
いるのですが、それを見てもそういう
問題はないわけなんです。で、重要農
産物の価格決定について基準を設ける
というところは、これは長い間の農民団
体の主張であつて、しかもそれをもつ
ともっと前進していかなければなら
ないというのが、今日でも問題になつ
ているわけですが、そういう点を農業
団体の先輩である竹山さんはどうお考
えになっているのか。たばこについて
は、そういうものがないようですが、
これはあなたの見解をお聞きしたいの
です。

社が決定をするということでありま
す。しかし実質的には今お話の通り、
米価あるいは麦価と同じような計算の
基準というものを置いて決定をしてお
る。しかしその決定の方法について
は、米価、麦価においてすら漸次情勢
の変化でその価格決定の方法論が変つ
てきておるし、またお話のように、今
後変えなければならぬというふうに私
も承知をいたしておりますので、そうい
う方法論については今後お話のように
検討をして、よりよい方法にきめてゆ
くべきだと考えております。ただ一方
的にきめるといいますか、米価審議会
のような方法できめていかなかったとい
う点については、われわれも満足で
ありませんので、政府がそういう意味を
受けて今度この価格決定について新し
い決定の方法を提案したものと考え
ておりますが、なお具体的ないろいろ
な問題については幾多今後検討を要す
る問題はあるかと存じております。

○江田三郎君 私がお申し上げているの
は、ただ決定のときの手續をどうする
かということだけでなしに、価格がか
くかくしかじかの原則で決定されなけ
ればならぬという建前ははっきりして
いないと、ただ手続だけの問題で片づ
くわけのものではなく、また政府だけ
があるいは公社だけが、自分の一番
が、あるいは公社だけが、自分の一番
扱いたい原則を勝手にきめてゆくよう
な、そういう一方的なことであつては
ならぬと思う。米価につきましても麦
価につきましても、情勢によつて変つて
くるんだというところはありますが、変つ
てくるというところは、私どもの、少く
とも竹山さんも含めての農業に関心を
持った者の立場から言つて、農民の経
済的社会的地位が一步でも二歩でも前
進するような方向へ変つてこなければ
ならぬはずでありまして、そういう点
が今までとにかくはかの重要農産物に
ついて比較的前進しているのに、たば
こについてはそれはそういう原則とい
うものは一つも法律的にきまつていな
い。しかも今度あなたの方で経済的
社会的地位の向上をはかると言われて
いながらも、まだそういう問題につ
いて触れておられぬというところは、ど
うも私ほかの提案者の方々はともかく、
竹山さんにはわれわれとして少し個人
的にも納得しがたいということと言わ
ざるを得ぬのですがね、どうでしょ
う。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) おしか
りは何でありますか、先ほども申し上
げたように、従来は、たばこ価格決定
は、私の知っている限りでは、米価、
麦価を基準としてきめておつたと思
います。たばこだけが独自の算定方式を
とつたとは考えておりません。そこで
この米価、麦価の決定についていろいろ
の江田議員のお話の通り、情勢の変化
に従つて一歩々々進歩すべきだとい
ういう線と同様に、たばこについても
新しい方法を今後検討をし、進めてゆ
くんのだ、そのために今度の政府の提
案、またわれわれの提案となつたの
で、決して考えなくやつておるわけ
ではないわけでありまして、たばこだけ
が特にどうこうということよりも、お
話の通り重要農産物というものが一つ
のしっかりした方式のもとに進んでゆ
くということを考えて、この問題を提
案いたしておるような次第でありま
す。

○江田三郎君 今の政府でやつておら
れる方式は米価にパリティしてゆくと
いうようなことだろうと私は思いま
す。が、そういうような方式を大きく変
えてゆかなければならぬというように竹
山さんの方でもお考えになっており、あ
るいは政府の方でも考えておられるの
かどうか、今の御説明を聞いただけで
は、まだちょっとはつきりいたしま
せんが、一体米価にパリティをしてゆく
というように価格方式というものがど
うも私は納得できないのでして、一定
の年次における葉タバコの値段と米の
値段とをとつて、そこを基準として出
て行くということとは、ただ問題の根源
には何ら触れていないことなのであり
ます。そこを私も、今のようなや
り方をしたのでは、耕作者の経済的
社会的地位は非常にきつめなものだ
と考えているわけなんです。私どもは今のよ
うなやり方で行くといふと、非常に自
家労賃というものは低く評価されて
いる。一体、この農産物価格決定に当
ていろいろ重要な点があります。私
どもはそういう価格決定に当つて最も
重要視されなければならぬのは、それ
に投下されたところの農民の労働とい
うものがどういふように評価されて
いくかということだと考えております。
米価審議会などいろいろ論議された
間にも、この生産費及び……しかも補
償方式というようにものが出て参りま
したが、かつては単純に生産費とい
うような考え方がありましたのが、そ
ういふことだけでなしに、重要農産物の
生産に投下された農民の労働力をどう
評価するかということが一番大きな問
題だと思ふ。その点からみますと、私
どもは、現在のタバコの収納価格の決
定に当つての労働力の評価というもの
は非常に低い。これは抜本的な、根本
的な改正をしなきゃならぬのであつ
て、これはただ専売公社が扱い上一つ
の内輪の規定を作るといふようなこと
ではなしに、はつきりとして法律で価
格決定の原則というものをきめていか
なきゃならぬと思ふのです。耕作者の
経済的、社会的地位の向上のために、
私はまずこのことが一番まづ先に取り
上げられなければならぬと思うのです
が、竹山さんの方ではどうでしょう、
今のタバコ耕作者の自家労賃というも
のを、どのくらいに自家労賃がなつて
いるかといふような御認識を持ってお
られるでしょうか。また自家労賃とい
うものはどの程度をもつて適当とお考
えになっているか、この点だけちよつ
とお伺いしたい。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 御意見
全く尊敬すべき御意見でありまして、
私もいろいろ問題のあることはよく承
知をいたしております。しかし私は、
タバコを提案したからタバコだけを値
をよくすればいいというふうなことは、
世間も承知いたしませんし、そう
いふことが成り立つものではない。何
と云つても日本は農産物のうちにお
いて米が中心であることには間違いない
のでありますから、米価の決定の方式
というものが変つていくに従つてタバ
コもまた変つていく、タバコだけを特
に取り上げてどうこうするということ
は、これは周囲の情勢が私は許すまい
と思ひますので、今労賃の問題等の御
議論、よくわかりますが、タバコにつ
いて特にどうこうということとは、私個
人としては今お答えするほどの材料を
持つておりません。もちろん個々のケー
スにつきまして、まだ足りないじゃ

ないかということは、私も承知はいたしておりますけれども、その決定の方式、内容になりますと、これは米価と同じような問題が出てくるものと考えます。

○江田三郎君 私は、竹山さんは私の申すことを正しく理解していただいておりますが、タバコだけを特別にどうこうしなければならぬというのではなしに、やはり重要農産物について、そこに投下された労働力というものは、大体どの産物についても同じような扱いを受けなきゃならぬということをおっしゃるわけですか。そこで、もちろんそういう労働には賃金もありません。それからまあ、いろいろの労働の具体的内容というものは違っておりますけれども、特に、たばこのような専売事業で一方的に決定されるものに限って、そういうものに限って、農民の発言権がない、一方的に決定されるものに限って、特別に自家労働賃金を安く評価されるということは、これは私は許されたいと思うのです。そういうようなことが、どうも私の認識によりますと、他の重要農産物に比べてタバコの場合は極端に自家労働賃金が低くしか実現されていないのじゃないか。だから少くともタバコの耕作者の経済的、社会的地位の向上ということが問題になるとすれば、まづ先にこのことが問題にならないといかぬのであって、そのことを抜きにして、ただ、この組合がこういうあなたの方の御提案のようになるということだけじゃいかぬのじゃないか。そこを、しかも政府提案については、まだ政府に質問するのですけれども、どうも政府の提案を見て、一向にそのことについては触

れようとしていなくて、むしろ問題と正面から取り組むことを避けて、公社の運営の都合だけを考へられておる。それをあなたの方で特にこういうものをお出しになるなら、そのことこそ竹山さん、あなたの方でまづ正面から取り組んでいただきたいと思います。ですが、どうもその点が、今の竹山さんのお話を聞いているだけでは、ちょっとまだ納得できないのですがね。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 御意見と思ひまして、別にここで重ねて答弁を申す必要もなからうかと思ひますが、御趣旨はよく理解をいたして申しておるつもりでございます。しかし世間から言ふと、農林省などは、タバコが値が好過するのだからけしからぬというふうな買付たときもありまして、そんなわけで、私は常識的に考えて、タバコだけが特に米価決定よりも不利な条件でおるのだと、部分的にはいろいろ御意見はありましようけれども、私は常識としてそれはどういふものかと考へておるまい。ですから、タバコの問題を取り上げることは、米価の問題とともに今後十分熱意をもつて検討をしなければならぬという点については、全く同感であります。

○江田三郎君 これはちょっとこの機会に委員長にお願いしておきますが、タバコの生産費調査を、これを農林省でも一応前にやつたことがありますが、中央会ですな、それから農協でもあれば、とつてもらいたいのと思ひますが、それそれのところから生産費の調べをとつていただきたいと思います。まあ今の問題は、これは今、竹山さんと議論してもなかなかそう簡単にい

きませんが、事業の中で「団体協約の締結」というのが十一にあるのですが、この「組合員又は会員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」ということは、これは一体、団体協約を締結する相手方はどうなつておるのですか。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 森山議員から一つ……

○衆議院議員(森山敏司君) 法文上だと団体協約を締結するということとは明示されておるんですが、この立法は従来の事業のほかに新しく加わつたものであつて、一般の協同組合のときの立法例になつたものであります。たとえば組合員の葉タバコ生産上必要肥料、農薬の購入、その他について、組合が代表者と契約を締結するということをお認めなさい。しかし専売法上、たとえば現行専売法の第五条に、「取納の価格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する」ということになつておる。また六条には「公社は、たばこの耕作区域を定めて公告する」。あるいは第七條に「公社は、毎年耕作するたばこの種類及び耕作面積を定め、あらかじめ公告する」。いわば国の専売権、公法上の権力、公権力の実施に關するやうな事項について公社を相手方とするということとは、法制局の見解によると認められない、こういうことになつておる。従つて、この団体協約の相手方として公社が対象となる場合は、専売法上に格別の規定がある場合に限ると、こういうふうな解釈しております。

○江田三郎君 公社を相手の団体協約の締結はできないということをおっしゃると私疑問に思ふのですが、そういうたばこ耕作組合は、公社を相手の団体協約を締結するということになる。たとえば労働組合の場合は公社を相手の団体協約を締結しているのじゃないかと思ふのですが、そういう関連はどうかと思ふ。そういう関係はどうかと思ふ。そういう関係はどうかと思ふ。

○衆議院議員(森山敏司君) 団体協約の締結とこの場合考へておるものは、まあ私法上の問題でございます。従つて公社を相手とする問題でも、私法上の関係にあるもの、たとえば専売法の第十一条に「公社は、必要があると認めるときは、耕作者に対してたばこ種子を交付することが出来る」。これはまあ大体無償交付の種子であります。普通まあ売買の関係にあるものであります。そういう売買関係の私法上の関係にあるものについては、これは団体協約の対象として公社を相手方とする。これはできるわけでありまして、専売権の発動たる形においてやいろいろな事例について、これを例示いたしましたやうな事例について、これを団体協約の締結することはできない、こういうわけでございまして、必ずしも専売公社を相手とすることはできないというわけではない。専売公社を相手とする場合、公権力の発動たる事項については、専売権の発動たる事項については、これを相手方とすることができない、という解釈であります。まあ労働組合につきましても、労働組合法上にそういう権利が認められておる場合について、これが認められておるということでございます。具体的法律の内容によつてそれは決定されるべきものである、こういうふうな考えます。

○江田三郎君 その団体交渉なり団体協約の締結ということが、どこまでできるかということについては、これは私どもは違つた解釈をしているわけですが、これは本法案だけではない、私どもが提案している問題でも関係が出てくるわけで、これは一つ私どもが提案している法案の審議のときに、改めて法制局なりさらに民間のそういう専門家を一べん呼んで検討したいことを、ちょっとこの際、委員長にお願いしておきます。

それから、まあこまかな問題がいろいろあるのですが、その前にもう一つ、これは竹山さんにお聞きしておきたいのですが、提案の理由説明を聞きましても、他の農業団体の事業との間の不必要な競合を惹起しないやうにということでございます。まあ私の聞きましても、金曜日には農業協同組合の中で全中の方々が主催をされたものと思ひますけれども、会合が開かれて、そしてそこでも決議というか、要望というのか、きめておられました。その中では、その決議なり要望なりを見ると、今度のたばこ耕作組合法案というものは、農業協同組合の立場からして、これは絶対に賛成ができないものであるやうな、決議だつたか要望だつたかできているやうな、それを見ると、せっかくここに、他の農業団体の事業との間に不必要な競合を惹起しないやうに留意する、となつておるものが、いきなりそういう他の農業団体に大きな刺激を与えているのですが、その間の事情は一体どうなつておるのですか。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) いろいろ農業団体、農協の方に御意見のあることは伺つております。しかし、これ

法の第八条に事業を規定してございますが、大体において従来の現行たばこ専売法の第二十五条の第一項に規定するものとほとんど同じでございます。ただ、これを規定するにいたしましたのも、従来の他の農業団体、特に各町村単位の単位農協との競合を避けるということに意を用いました關係上、たとえば従来肥料資材の共同購入につきましては、今までは肥料その他、葉タバコの生産上必要な資材の共同購入という文言になっておりましたのを「葉たばこの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入」というふうに、文字の上では狭くこれを規定するというふうに意を用いて参つたわけでございます。今御質疑になつております資金の借入れのあつせんの問題でありますが、これだけは新しく一カ条、形の上では加わつたような形になつておるわけでございますが、これは肥料その他資材の共同購入に必要な資金の借り入れのあつせんということでありますれば、この組合法の第十二号の「前各号の事業に付帶する事業」の中に含まれてくるわけでございますが、葉タバコの貯

煉室を建設するための資金というように、なにより必要とする付帯事業として読んで参るのに、ちよつと法律上むずかしいのではないかと、この議論が法制局の方にあつたわけでございます。しかも乾燥室の資金の借入れのあつせんというものは従来もやつて参りましたし、また組合としては、ぜひこういう仕事はやらなければならぬ仕事でございますので、一カ条加えることになりましたけれども、「業たばこの生産上必要な資金の借入れのあつせん」というものを形だけで加える。しかし一カ条加えることによって町村単位の総合農協と新たな組合を加えるという点では、これはその趣旨に反するわけでありまして、これを検討いたしていただきました結果、これは資金の借入れのあつせんであつて、耕作組合自体が何ら信用事業を行うものではない、すなわち借入れ、あるいはまた貸し出しを行うものではない。信用事業を一切やらないわけでございます。ただ、これをたとへば葉タバコの乾燥室を建設するについての資金の借入れのあつせんをするというだけでございませう。これによつて、実際は所要資金の九割以上が農協の方から借りておるわけでありませう。その農協の貸し出し事業の実際はお手伝いをしておるという点であるわけでございます。私もともいたしましては、農協との関係において仕事の競合を起すということはない、むしろ、農協のお仕事をお手伝いするような性格の項目であるといふふうに考えております。先ほど江田委員からもお話がありましたことでございますが、農協と他の農業団体の事業との間に不必要な競合を惹起しない

ように留意したと言ふがどうかという点でございますが、この事業につきましても、ただいま申し上げた通りでございますし、さきに御説明申し上げました地域の問題にいたしまして、大体大さつぱに言つて、出張所単位に組合を認めれば、各町村単位の組合と一つの町村で組合同士がぶつかるという地域的な競合というものは防げるのじやないか、というふうな配慮も払つておるわけでありまして、立法は、終始一貫、他の農業団体の事業との間に不必要な競合を惹起しないという点を考へて参つてなされておるわけでございます。

○杉山昌作君 それからずつと行つて、十七条、役員は選挙の問題ですが、総会で役員は選挙するが原則だが、総会外で選挙する」といふと、どういふことでしょうか。あるいは代議員会で選挙をする、あるいは郵便で投票するやうな方法を認める、というふうなことが考えられるのでしょうか。どういふふうなところが総会外における選挙といふことですか。

○衆議院議員(森山敏司君) それは区域の適当な場所に投票所を設けて選挙権を行使させることを予定しております。

○杉山昌作君 それから、あのこまかい問題は別として、実は、先ほど江田委員との話し合いを承つておりますと、結局、タバコ耕作者の地位をよくしよう、利益をはかるうとすれば、一番おもしろい問題は、値段の問題にかかってくるのだ、ところが、その値段の問題は、これは専売法の方の問題になつて、値段をどういふ方法で定めるかといふことは専売法の問題にな

る。それから、先ほどの問題になつた団体交渉にいたしまして、組合の方に団体交渉、団体協約ができるのだという権限を与えても、何が団体交渉の対象になるかといふことになると、これはまた専売法の問題になつて、この専売法によつて政府が強制的に定めるのだといふことになつていけば、これはもう強制的に定めるのですから、それは協約の対象にはならない、こういうやうなことになる。従つて、ほんとうの中心は、専売法の方をよく考へて、専売法の改正といふことに向つて行かなければならぬといふことにな

るのだが、ただ、この法案としては、組合は、そういうふうなことで、団体交渉をやるとか、いろいろな仕事をすることについても、法人でなければ何としても格好がとれない、正規なものにならない、そういう意味で、とりあへず組合を強化する、形を強化するといふ意味での法人法案、それからその形の強化された組合が実質的に何をやるか、何をなし得るかといふことになる、これは主として専売法の問題、こ

ういふふうな理解で、両方相持つてやるんだ、従つて、まずとりあへず法人にするのが第一歩である、こ

ういふふうな理解で、両方相持つてやるんだ、従つて、まずとりあへず法人にするのが第一歩である、こ

ういふふうな理解で、両方相持つてやるんだ、従つて、まずとりあへず法人にするのが第一歩である、こ

○委員長(廣瀬久忠君) 終りじやないが、一応この程度に……では休憩いたします。午後は二時より開会いたします。

午後零時五分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日付をもつて椿繁夫君が辞任され、その補欠として木下友敬君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 租税及び金融等に関する調査を議題とし、専売事業に関する件を議題に供します。

○平林剛君 私は専売公社の塩田部長に、四国の香川県の塩田等におきまして、流下式の枝条架による塩害問題についてお尋ねしたいと思ふのであります。私、先般四国の香川県に参りました。実際にその実情を見て参つたのであります。最近製塩方法が變つて流下式になりましたから、その付近一帯に對していわゆる塩害問題が発生しているわけでありませう。これは新しい製塩方法によつて海水をだんだんに落下させながら塩分を濃化させていくといふやり方のために、海岸の風が強く吹くといふとそれが近所に飛んでいってしまふ。そうして付近の果樹園が荒廃する。果樹もせっかく実つても落ちてしまふ。その他農作物にもいろいろな損害を与えておる実情があるのです。が、専売公社としてはこの実情について御承知になつておると思ひますけれども、現地からの何か特別な御報告が

ございませうか、その実情について簡単に御説明をお願いしたいと思ふのであります。

○説明員(三井武夫君) 平林先生からお話のありました塩田の枝条架による農作物への害を及ぼした点でございますが、お話のように、この冬、香川県におきましては異常な乾燥が続きましたために、普通でありますれば雨が適当に降りまして、塩からの、しぶきが飛びましても塩が流れてしまふのであります。それが全然流れないで非常に損害を及ぼしたという事実が発生いたしましたのであります。この点につきましては、地元の高松地方局長からまずに何べんか報告は参つております。香川県下各地におきまして、主として果樹その他の農作物等に相当の損害を与えておるやうに認められる。これに對してとりあへず緊急の措置をとることにいたしておるが、その状況の詳細につきましては、各方面の権威者からなる調査団ができて、この調査団が目下調査をしてゐる。調査ができた次第に報告するから、こ

○平林剛君 私は実際にすでに現地を調査したのでありますが、明らかにこれは塩害と認められる節が強いわけであり、ミカンの木のごときは、去年まではあまり目立ちませんでしたけれども、ことしの三月、四月になってくるといふと、ばらばら実ったミカンが落ちてしまふ、せつかくの収入も激減しておるといふ実情であります。それからいろいろな柿の木などにおきまして、せつかく芽が出て、そのやわらかい芽のうちにこの塩害によつてつま取られて、黒くしぼんでしまつてゐる。麦やあるいは稲等に対しては、これはある程度耐久力があるとみえまして、特に目立つた状態はありませぬけれども、とにかくことしで上りつつある果実については甚大な影響を与えてゐることだけは事実です。そればかりではなくて、これをほうっておきますと果樹園が全部だめになつてしまふ。もうすでにこの三、四月だけの徴候を見ましても、枝の先の方は枯渇し始めておる。このままにほうっておいたならば、五十年栽培を続けてきた果樹園全体が荒廃してしまふといふおそれがあると見てきたのであります。ただこれが枝条架のある近くの果樹園やあるいは畑でありましたならば問題はなかりであります、かなり遠いところまで影響を与えておる。そこで付近の農家は、あるいは果樹栽培者たちは、直接この製塩業者のところへ出かけていつて、何とかして流下式の枝条架による製塩の方法をやめてもらいたい、しまいに暴力さまで出るというやうなところまで発生しそうな状況にあるわけであり、何しろ自分たちの生活を支配するものであり

ますから、感情的にも早くしてもらわなければならぬ、こういうふうになかなか恐慌をきたしておるわけであり、すでに高松の地方局においてもいろいろとありあさずの対策を立てておると思ひますけれども、本社の方からは何か、いろいろな調査の結果を待つたけでなくて、とりあえず何かの手を打たなければならぬと思ひますけれども、現在のところ、専売公社としての対策はどういうところに置いておるか、そういう点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(三井武夫君) お話のように主として果樹に及ぼした影響が相当認められるやうであります、その他の農作物にもそれぞれ影響があるといふこととありまして、高松の地方局といたしましては、とりあえずこの事実に対して応急の措置を塩業者とも協議いたしましてとらへることになります。なお今後の恒久的な対策につきましても、先ほど申し述べました現地の調査及び公社本社から参りました派遣員の調査の結果によりまして、十分に慎重な措置をいたしたいと考えておるのであります、先般、現地の塩業者も相当多数この状況の説明に上京して参りました、私どもも詳細な説明を一応塩業者側からは聴取いたしておるのであります。塩業者の態度もまことに率直に、この被害を及ぼしたことを認めておるのであります、今後の被害防止につきましては非常な熱意をもつて全面的に協力するといふ態度に出ておられますので、私どもも今後の対策につきましては、各方面に円満にこの措置がとられることを期待いたしておる次第であります。とりあえず現

地地方局でとらしてあります応急の措置といたしましては七つほどあります、それが、それを順次申し上げます、まず第一には、やはり風力の強い場合、なお風の向きによりまして、この被害の多寡が生じて参るものと認めますので、被害を及ぼすと考えられるやうな風力のときには、枝条架の可動を中止させるということとをまず第一に業者に指導いたしております。なお、すでに関係の塩業組合の事務所にサイレンを備へつけまして、風速計によりまして毎日の風速を測量いたしまして、風速六メートル以上のときはそれぞれサイレンを吹鳴して塩業者の注意を喚起し、枝条架の作業を制限する、あるいは中止させるというやうな措置をとらしてあります。

それから二番目といたしましては、枝条架の周囲に適當な四散の防止壁を設備させることを指導いたしております。これは他の地域あたりにもそういう防止壁を設置いたしまして、これによりまして付近の農作者との間に円満に話し合ひがついてゐるといふやうな例もございまして、それらにならまして適當な防止壁を作る。それから第三といたしましては、枝条架に海水または鹹水を供給いたしたためといふありますが、そのことをふたをいたした密閉型にするといふことを指導いたしております。それと第四番目の措置といたしまして、この給水のといふ枝条架の枝条の間隔をなくしまして、海水または鹹水がこのといふ枝条に直接に滴下するやうに指導いたしております。

この第三、第四の措置は、給水樋から枝条架の枝条にかかります間にすき間がありますると、そのすき間から非常に海水、鹹水のしぶきが飛ぶといふことが認められますので、こういう装置にいたしますことによりまして、しぶきの四散することを相當程度防げるという考えでかような指導をいたしておるのであります。

それから第五番といたしましては、ただいま申しました条項とも多少関連いたしますが、氣象条件に適應いたしました枝条架の可動基準を作りまして、この枝条架操作の全面的休止あるいは一部分の休止といったやうな必要の措置をあらかじめ定めておきまして、常に風向、風速を観測して、組合から統一的に各塩業者に指令を發して可動休止の徹底を期する。組合が責任を持つてかような指導的な役割を果すといふことを嚴重に指導をいたしておるのであります。

それからその次の措置といたしましては、以上のような措置をとり得ない場合、あるいは以上のような措置で十分な効果をあげ得ない場合、すなわち農地または住宅が枝条架に近接しておるやうな、枝条架の可動状況の調整ではどうしても塩害が防止できない場合には、枝条架につきまして一部の撤去を考へることもやむを得ない。あるいはまたこれを他の適當な場所に移転するといふこともやむを得ない、かようなことも塩業者としては考へさせることになつておるやうです。

そして第七番目といたしまして、以上のような措置をとりました場合にも明らかに塩害が防止できないで、相當の塩害を生じたといふ場合には、塩業者から被害を与へました相手方に対して補償金あるいは見舞金を支払ふこと

を應進する。かような対策を立てまして塩業者に話しかけ、塩業者の方でもこの方針に従つて全面的に協力するといふことで、それぞれ相手先と相談をいたしておるやうな状況であります。なおお話の現に生じております損害につきましては、従来塩業者としては決してこれを等閑にいたしてゐたのではないのであります、各塩業組合ごとくに付近の農民とはそれぞれ話し合ひをいたしておるのであります、現に話し合ひがついて見舞金を支払つてゐる例もたくさんございまして、また現にそういう話し合ひをいたしまして、適當な見舞金の支払いによつて相手方の納得を得るといふやうな段階に至つてゐるものが多いのであります。過去の損害につきましては、塩業者といひましてでもできるだけの誠意を持つてこれに対処するといふことで當つておるのであります、今後の防止対策といたしましては、さしあたり今申しましたやうな対策を用意いたしておるのであります。

なお、先ほど申しました全面的な現地の調査並びに公社の調査がなされて、明らかに枝条架の害が認められなればならぬといふ方法によつて防止しなければならぬという結論が出ましたならば、これを高松の地方局管内だけでなしに、全国的に指令いたしまして、十分な防止対策を講じたいといふやうに考へておる次第であります。

○平林剛君 専門的な対策でありまして、なかなか私どもにはわかりにくいこととありますけれども、私が現地を視察をした結果から見ますと、今幾つかあげられた対策の中で役に立たないものがかなり含まれてゐるやうに思

まっております。現実これが一日延びれば延びるだけ損害が大きくなっておる。これを防止することはできないのじゃないか。今研究しておるのだから待つていろうという試験台に

ましたのでは、和歌山県にもこの防止壁を設けて被害を防止しておる例がございまするし、また岡山県にもそういう例があるのでございまして、これは相當の塩業者の負担にはなりますけれども、やはり枝条架の害を防止するということからいきますれば、これを考えさせなければならぬ。また方法、裝置を考えますることによりまして、防止壁によつて被害を防止するところが相當程度可能になるというふうに考へておるのであります。こうした点を十分に今後調査いたしまして、その点遺憾なく指導をいたしたいというふうに考へております。

○平林剛君 公社の対策の中で、防止壁や、風速の点で操業中止ということが実質的に役立たないのではないかと、いう私の質問に対して、当を得てはおられませんけれども、結局今の役立つ場合の条件も地形によって違ってくると思うのです。私が見た坂出周辺、それから高松周辺は、この役立たない方の実例です。岡山県その他は、私は見たわけではありませんからわかりません。しかし少くとも香川県下における塩田の対策としては役に立っていない、役立たないということが言えるのではないかと思うのであります。それから一番問題なのは、今塩部部長がお話のように、枝条架の高さであるとか数とかに研究をなさっておるとか、話であります、その研究をなさっておる間に、現実には農園では損害が深

く、何十億というお金が必要になってくるわけでありまして、決して見舞金やあるいは若干の補償で済むべき性質のものではないわけであります。そうなる結局、とりあえず操業を中止して、そしてもう少し研究を深めて、製塩方法の変革を行なっていくということであれば、周辺の人たちの損害というものは大へんことになってしまふ。結局この対策としては、いろいろな調査結論がつくまでは、いろいろな調査結論がつくまでは、損害賠償ができないとすれば、操業を停止して、もっと本格的な実験をして、そして操業を開始する、こういう程度の慎重さがなければならぬじゃないか。これも全部をやれといえども、これは問題になるでしょう。しかし、当面問題があるところについて、とりあえずその措置をとらなければ

ば、あとで損害が大きくなって、これは払えないということでは責任を負うところがどこにもない、こういうことになりはしないか、こう思うのであります。私は全般的な製塩に関する責任を負うておるわけではありませんが、あまり無責任な発言になるかもしれない。しかし、当面問題になっておるところは、常識から見てもその程度のこととをしなければ、研究中だということ、国民に迷惑をかけるというの、あまりにも官僚的な経営というの、を免れないのじゃないだろうか、こう思うのであります。どうでしょう。

○説明員(三井武夫君) 各方面の権威者が集まって、現在現地で詳細な調査をいたしておる最中でありまして、なおまた本社から派遣いたしました者も、まだ帰ってきておりませんので、私から過去の被害につきましても、よく申すのはいかかと思つておりますが、果して現在起つております損害がすべて枝条架によるものであるかどうかという点には、相当これは疑問があるのではないかと、いふふうに考えておるのであります。と申しますのは、平林先生のお話にもありましたように、普通では考えられないような遠方まで果樹が枯れてあるということ、果してすべてが塩業者の負わなければならぬものであるか。それとも冒頭にも申しましたように、香川県がこの冬は非常に異常乾燥であった。そうした異常な気象条件がまた別に原因をなしている点もあるのじゃないかといふような点にも相当まだ疑問を持たれますので、この点につきましても、私はここでどうこうということとは申し述べることができません、權威あ

る調査が出ましたならば、その調査に従つて、塩業者の方には過去の被害の補償ということにつきましても十分な誠意を尽させたいということだけ申し上げておきたいと思つております。そういう状況であれば、今後の枝条架の可動を中止せしめろという御意見になります。が、御承知のようにこれからは塩業の最盛期になるのでありまして、枝条架の可動を全面的に中止せしめるというのでは、これは塩業にとりましては、またこれ大問題でありまして、一方ではまた塩業者の主力をそれだけ阻害することにもなるわけでありまして、この点慎重に考えなければならぬと思つておるのであります。なお、また香川県の気象条件といたしましては、冬の間は海の方からつりまの風が吹くのであります。従つて海の方はたにありまして、塩田のしづきが南側の内側へ飛んで、それが果樹に影響を及ぼすというやうなことが考えられるわけでありまして、これから夏に向いますと、風向が北に変わるのでありまして、つまり山の方から海の方へ吹くのであります。これがまあ塩業者にも非常に都合がいいのであります。これからの気象条件を考えますれば、ここでも全面的に枝条架の可動を中止するといふやうな必要は私はないのではないかと、いふふうに考えられるのであります。この点はなおたびたび申し上げますように、実情調査の結果、どうしても一部でも枝条架をやめなければならぬといふことであります。それから、その御意見には従いません、何らかそれにかわる方法を考えなければならぬ。その辺まだ、ただいまとしては十分な調査ができておりませ

るので、確定的なことを申し上げることができないのであります。公社といひましては、調査の結果によりまして慎重な考慮をいたしたいといふふうに考えております。

○平林剛君 もちろん専門的な調査の結果を待つ方がより正確だと思つますが、私が現地であるいろいろ拾つたことによると、今のお話のように実は塩害だけではないのじゃないかといふ議論がかなり行われている。しかしそれを言っているのは塩業者の方で行なつておる。どういふことかといふと、これは塩害ではなく虫害ではないか、虫の害だといふ議論を立てている人もあるわけでありまして、それから今お話を、こう言われておる。そこで私も調べてみたわけである。虫害となるからには、大体あの果樹園の木の下にその微候がはつきり現れるはずである。ところがこれは私は専門家ではありません。経験からいへば、はつきり虫害といふのは、これは塩害でないと、いふことをばかすための議論にすぎない。これは将来もおそらくそういう意見も出てくると思つておる。その点は私はむしろ農家経営に當つては専門家の意見を聞いてみて、自分でも木の下を見てみて虫害ではないか、いふやうな点、こう思つて見て参りました。参考のために覚えておいていただきたい。

それから早害の影響ではないかといふ議論がある。はつきりしました。しかしもし早害であるならば、香川県下の同じ条件下のもとにおかれては、果樹園、あるいはたんば全般に同じよう

な微候が現われなければならない。大体枝条架によつて飛んでくるだろう。これは塩の範囲ですね。その範囲に今のやうな塩害ではないかといふ微候が現われるのであります。早害とは区分できるのじゃないかと、しろうとも判断をして帰つて来たのであります。そういう点では、やはり専門的な調査に待たなくとも、塩害であるといふことが言えると思つておる。そこで、やはりとりあえずの策としては、すね、操業を中止するのが最善の策ではないか。今あなたが話になつたやうに、季節風によつて年の前半は海から吹いてくるとすれば、せめてその期間だけでも操業を中止すれば、後半になつて今度は山から海の方へ吹いていくときには操業を始めてもいい、いふやうな工合に今当面が問題だと思つておる。その一番大事な時期をのがしてしまつと、はなはだしい損害になつてしまふおそれがある、私はこうみたわけでありまして、そこでこれについて、あなたの参考のために聞いておいた。だいたいの参考ですが、じや損害が出て、この災害について補償をするには、あなたの御説明によると、塩業者がしなければならぬ、いふ言われましたが、専売公社はこれについては何ら責任を持たないといふことになつておるでしようか。この点私法規の点を詳しく調べたわけではありませんが、専売公社の方には何ら責任がないものであるかどうか、この点について一つお答えを願ひたいと思つておる。

○説明員(三井武夫君) 損害の補償につきましても、現に各塩業者が先ほども申しますように、誠意をもつて相手方の農業者と話をいたしております。公

社といひましては、地方局を奮勵いたしまして、できるだけ当事者同士の話し合いによりまして、円満に解決をはかりたいといふふうに考えておるのではありませんが、どうしても当事者同士では話し合いがつかないといふやうな場合には地方局があつて入る、あるいは県局、その他各方面の方々の御協力を求めなければならぬといふやうなことも想像されるかと思つておる。ですが、この損害の補償につきまして、公社自身が何らかの責めに任ずるといふことは考えておりません。

○平林剛君 現実の損害程度、あるいは枝条架の操業中止をやらない場合の損害等を想定いたしますといふと、うてい業者がそれを負担し得るだけの経済的能力があり得るものとは思われません。従つて何らかの措置を国家がとるか、あるいはそれを統合する専売公社がとらなければならぬといふ事にならざるを得ないのじゃないか、こう思うのであります。元来専売公社は、昭和三十年以来塩業者に枝条架を奨励してきて、この指導をやつてきておるわけでありまして、またさういふ製塩方法について許可を与えてきておるわけでありまして、こゝろ意味では、専売公社が何ら責任を持たないといふことだけで済ませられる問題ではないのじゃないか。いづれはこゝろのことについても何らかの規定の改正が必要ではないだろうか、こう思うのであります。が、専売公社としては、この問題についてどういふふうに今日まで御検討になっておりますか。あくまでも専売公社は責任がない。今の規定では何も打てない、いふことだけで

終つてしまふつもりでいるのでしようか。

にもそういう欠陥があることだけは事実であります。結局あなたとしては、国会がきめた塩専売法によつて経営に

るか、このことについて御説明を願いたいと思ひます。

督指導をしながら、實質的に塩害とわかつておりましても、それに対して操業を中止させるといふ権限を持たない。元來、それを指導奨励をしてきたのでありますから、言へた義理でもない。また現在の専売公社は、法規的に

とで専売公社が非難されることのないように配慮してもらいたい、これを要望しておきます。

○説明員(三井武夫君) お話のよう
に、塩田を改良いたしましたして、流下式の塩田と枝条架の結合によります新し
い塩田の形式に転換を指導いたしてお
りますのは、専売公社が方針を立てま
して、この方針に従つて実行いたして
おるのであります。その点の監督指
導の責任というものは十分に専売公社
としては考えております。しかしなが
ら個々に起りました枝条架による損害
をすべて公社が引き受けてこれを補償
するというようなことは、たゞいま公
社としては考えておりません。もしも
枝条架というものが、たびたび申し述
べます実情調査の結果、どうしても広
範に農作物に損害を与えるもので、そ
の損害が防止できない、今後絶対に防
止できないということでありますなら
ば、公社といたしましては、この枝条
架の構造あるいは程度、割合といった
ようなものを今後慎重に再検討いたさ
なければならぬわけでありますが、
現在のところは、方法をもちつてすれ
ば、その場合は十分に防止できるとい
うふうに考えておる次第であります。

に、今日まで枝条架の奨励をしてきた
のであります。塩業者はその監督指
導に基いて相当の経費を投じて枝条架
を作つてきた。それを今度は損害があ
るからといった、監督指導の任に當つ
たものが逆に中止せよ、こういう場合
に塩業者が黙つておるまいと思つた場
合であります。そうならぬ場合に、専売
公社では塩業者に対してどういう措置
をとる、今の法規からいきまして、ど
ういう措置がとられるようになってい

○平林剛君 これは非常に問題がある
ところであり、今私が指摘いたしました
ところに、實際に損害を与えられ
て、その生活に脅威を感じている者た
ちはやいやい騒いでおり、この解決を
迫る。ところが迫る当の相手の塩業者
は経済的な能力というものがなく、損
害が小さい間は話し合ひで解決するこ
とができるでしょう。しかしそれが莫
大な補償をしなければならぬという
ことならば能力がない。その結果、結
局弱い者が泣いてしまふ、こういう結
果になるわけです。一方専売公社は監

督指導をしながら、實質的に塩害とわ
かつておりましても、それに対して操
業を中止させるといふ権限を持たない
。元來、それを指導奨励をしてきた
のでありますから、言へた義理でもな
い。また現在の専売公社は、法規的に
もそれらについて何ら損害の責めにあ
らうようなものもできない。だから大
きなことも言えない。こういうことにな
りまして、三者三すくみ。専売公社は
自分で育成指導したのであるから、塩
業者には言えない。そうならば結局一
番損害を受けた者は話し合ひというこ
とで納得させられて大きな損害を受け
る。こういうことになりまして、だれ
かが解決してやらないと、問題の本質
的な解決にならないわけでありませ
う。私はこの点については専売公社も少
しよく検討をされて、適切な措置を
打つてもらいたい。きょうお聞きした
だけの対策では、ほんとうの解決には
ならないと思ひます。まだいろいろ
お聞きしたいことがありますが、調
査委員会というものができて、その調
査結果によつては、また新しい進展も
あるかと思ひますから、それを知ること
ができるましたら、あらためてもう一
度、この問題について、専売公社に私
は意見を申し上げたいと思つておりま
す。しかし、これだけは忘れないでも
らいたい。現実にあなたの方の監督指導
のもとによつて行われておる枝条架の
おる国民がある、その国民は少数でな
く、かなり多数のところになつてい
る、これだけは忘れないでもらいた
い。そういう意味では、至急に何
らかの早急な対策を立てて、とりあ
えずの措置においても、いささかでもあ

○江田三郎君 今の問題を聞いており
まして、公社が指導し奨励しておる枝
条架のために損害が起きているんだと
いうことになれば、もしそうであ
れば、あなたの方の方は、公社としてはかり
に損害があつたところで、それに対し
ては関知しないと、関知しないとい
うか、責任はないと、ただ製塩業者の方
へ、そういうことについて善処するよ
うに言うだけだといふ態度は、僕らは
非常に遺憾に思ふのですがね。で、こ
れは同じような問題がタバコと養蚕の
問題でも起つてくるわけです。これは
たしか一昨年でありましたか、群馬に
おいてタバコの耕作がクワの葉にいろ
いろ悪影響を与えて、ひいて養蚕に悪
影響を与えたという問題がある。その
ときは公社の方では、そういうこと
は公社としては何ら賠償等については
責任がないんだといふ態度を最初はお
とりになつておつたけれども、しかし
結局この問題の解決は、直接公社の名
においてどうしたかといふことでな
くとも、公社も一役重要な役割を買
わされて解決つづけたものと私は記憶し
てゐるのです。そういう点、まあ今の
専売事業法というものが要するに前時
代的なものであるためにいろいろ不合
理な問題が起るんだから、そこで
やつぱり問題をほんとうに解決するた
めには、もう少し公社の方も弾力性の
ある態度をおとりになつてしかるべき
じゃないか。もしそれは専門家が調査
して、これは全然別個の原因から出て
いるんだ、枝条架の風のための問題
じゃないんだといふことがはつきりす

は、その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。

第三章 組合員及び会員

(組合員又は会員の資格)

第九條 地区たばこ耕作組合（以下「地区組合」という。）の組合員たる資格を有する者は、その地区組合の地区内に住所を有するたばこの耕作者（たばこ専売法第五條第一項にいう耕作者をいう。以下同じ。）とする。組合員である者がたばこの耕作者でなくなつた場合（耕作の許可の取消又は耕作の引継によりたばこの耕作者でなくなつた場合を除く。）においては、その者は、そのたばこの耕作者でなくなつた日以前における最近の耕作の許可のあつた日の属する年の翌年の三月三十一日（同日前に新たに耕作の許可又は不許可の通知を受けたときは、その通知を受けた日）までは、引き続き、なお組合員たる資格を有するものとす。

2 たばこ耕作組合連合会（以下「連合会」という。）の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする地区組合とする。

3 たばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の会員たる資格を有する者は、連合会及び都道府県の区域内に存する地区組合が一個である場合におけるその地区組合とする。

(議決権及び選挙権)

第十條 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、各一個の議

決権及び役員又は代議員の選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第二十五條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることのできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第十一條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができ、

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3 組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

(加入の自由)

第十二條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(任意脱退)

第十三條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において

脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができ、ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十四條 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができ、この場合において、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

一 経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二 組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章 管理

(定款)

第十五條 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 会計に関する規定

八 役員の数、任期及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

十一 その他定款に記載すること必要とされる事項

(規約)

第十六條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は代議員会に関する規定

二 業務の執行及び会計の細目に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第十七條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）において選挙する。ただし、役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。

4 役員は、無記名投票によつて行う。

5 役員は、前項の規定にかかわらず、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選

人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

7 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

8 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。

(役員の任期)

第十八條 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事の責任)

第十九條 理事は、法令、法令に基いてする公社の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第二十八條第一項に

掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

(役員の変更禁止)

第二十條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十一條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第二十二條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第二十三條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、総会を招集しなければならない。

第二十四條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二十五條 総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し各組合員に通知しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第二十六條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員の名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その

の場所にあてればよい。
2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款等の備付及び閲覧)

第二十七條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員の名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員の名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(事業報告書の提出、備付及び閲覧)

第二十八條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項に掲げる書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の変更)

第二十九條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基いてする公社の処分、定款又は規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第二十三條及び第二十四條の規定を準用する。

(役員についての商法等の準用)

第三十條 理事及び監事については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十六條第三項（任期の延長）及び第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の不法

行為能力）、第五十二條第二項（理事の業務執行）、第五十三條から第五十五條まで（理事の代表権）及び第六十一條第一項（臨時総会の招集）の規定を、監事については、第十九條、民法第五十九條（監事の職務）及び商法第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、民法第五十九條第三号中「主務官庁」とあるのは、「日本専売公社」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)
第三十一條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数により決する。

3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條（支配人）の規定を準用する。

第三十二條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決定しなければならない。

なければならぬ。

(総会の議決事項)

第三十三條 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 事業報告書、財産目録及び収支計算書
六 毎事業年度内における借入金

七 その他定款で定める事項
2 定款の変更は、公社の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第四十條第二項、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

(総会の議事)

第三十四條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第三十五條 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更
二 解散又は合併
三 組合員の除名

(総会についての民法等の準用)
第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」と読み替えるものとする。

(代議員会)
第三十七条 組合員の総数が三百人をこえる地区組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。

2 代議員は、組合員でなければならない。

3 代議員の定数は、定款で定める。ただし、組合員の総数が千人未満の地区組合にあつては四十人以上、千人以上の地区組合にあつては五十人以上でなければならない。

4 代議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 代議員の選挙については、第十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

6 代議員会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 代議員会においては、前項の規定にかかわらず、代議員の選挙並びに第三十五条第一号及び第二号の事項について議決することができる。

第五章 設立
(発起人)
第三十八条 地区組合を設立するには、その組合員となろうとする十五人以上の者が発起人となることを要する。

2 連合会を設立するには、その組合員となろうとする二以上の地区組合が発起人となることを要する。

3 中央会を設立するには、その組合員となろうとする二以上の連合会が発起人となることを要する。

(創立総会)
第三十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。

6 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項、民法第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「たばこ耕作組合法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)
第四十条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を公社に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、公社の要求があるときは、組合の設立に関する報告書(設立の認可)を提出しなければならない。

第四十一条 公社は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする公社の処分と違反するとき。

二 事業を行うための適切な条件を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

第四十二条 第四十条第一項の認可の申請があつたときは、公社は、申請書を受理した日から六十日以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 公社が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日設立の認可があつたものとみなす。この場合において、発起人は、公社に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 公社が第四十条第二項の規定により報告書の提出の要求をしたときは、その日からその報告書が公社に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 公社は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事(の事務引継)
第四十三条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)
第四十四条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 組合が設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、公社は、当該認可を取り消すことができる。

第六章 解散及び清算
(解散の事由)
第四十五条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決
二 合併
三 破産
四 定款で定める解散事由の発生
五 組合員が一人となつたこと。
六 第五十九条第一項の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、公社の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

(合併の手續)
第四十六条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 合併は、公社の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

第四十七条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の役員任期は、最初の通常総会の日までとする。
3 第一項の規定による設立委員の

選任については、第三十五条の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十八条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十九条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に關し、行政庁又は公社の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算)

第五十条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第五十二条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

(決算報告書)

第五十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出して

その承認を求めなければならない。

(解散等についての民法等の準用)

第五十四条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三十七條並びに第三百三十八條(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第十九條から第二十四條まで、第二十七條及び第二十八條、民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)及び第六十一條第一項(臨時總會の招集)並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「たばこ耕作組合法第五十條」と、同法第八十三條中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「日本専売公社」と読み替へるものとする。

第七章 監督

第五十五条 組合は、次の各号に掲げる場合においては、公社の定めるところにより、必要な事項を公社に届け出なければならない。

- 一 組合が成立し、又は合併したとき。
- 二 規約を設定し、変更し、又は廃止したとき。

三 役員の名又は住所に変更があつたとき。

(報告の徴収)

第五十六条 公社は、組合から、当該組合が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約を守つていのかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的情况に關する資料であつて組合に關する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができ。

(業務又は会計の検査)

第五十七条 組合員がその総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款又は規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、公社は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

- 2 公社は、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約に違反する疑があり、又は組合の運営が不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができ。

(法令等の違反に対する措置)

第五十八条 公社は、第五十六条の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基いてする公

社の処分、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、当該組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができ。

- 2 組合が前項の命令に従わないときは、公社は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の変更を命ずることができ。

第五十九条 次の各号に掲げる場合においては、公社は、組合の解散を命ずることができ。

- 一 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- 二 組合が法令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないと認められるとき。

2 公社は、前項の規定による命令をしようとするときは、組合に対し、あらかじめ、その旨を理由を附して通知し、かつ、弁明する機会を与へなければならない。

第八章 罰則

第六十条 第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十七条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の場合には、組合の發起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 この法律に基く政令の規定による登記を怠つたとき。
- 三 第十二條の規定に違反したとき。
- 四 第十四條第二項後段若しくは第二十九條第四項(これらの規定を第三十七條第六項において準用する場合を含む)又は第三十二條第四項の規定に違反したとき。
- 五 第二十條(第五十四條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。
- 六 第二十二條(第三十七條第六項又は第五十四條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。
- 七 第二十三條又は第二十四條(これらの規定を第二十九條第五項、第三十七條第六項又は第五十四條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。
- 八 第二十七條又は第二十八條(これらの規定を第三十七條第六項又は第五十四條において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし

し、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十六条(第三十七条第六項において準用する場合を含む。)又は第三十九条第七項において準用する商法第二百四十四条の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十 第五十一条又は第五十三条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠ったとき。

十五 第五十五条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十二条 第五條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作

組合中央会であることを示す文字を用いている者は、昭和三十三年六月三十日までは、第五條第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

3 たばこ専売法の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(たばこ耕作組合に対する指示等)

第二十五条 公社は、たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)第二條に規定するたばこ耕作組合に対し、業たばこの生産に関し必要な指示をすることができ、

2 公社は、前項の規定により指示を受けたたばこ耕作組合に対し、当該年度の予算の範囲内で、その指示された事項の実施に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

4 改正前のたばこ専売法第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体又はその連合体でこの法律の施行の際現に存するもの(以下「旧たばこ耕作者団体」という。)は、昭和三十三年六月三十日までは、改正後のたばこ専売法第二十五条の規定の適用については、たばこ耕作組合とみなす。

5 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中及び塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)を「塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)及びたばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二十七條第一項第七号中「及び塩業組合法を」を「塩業組合法及びたばこ耕作組合法に改める。

6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「の次に次のように加える。

「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第 号)」

第二條第三号ニを削る。

7 旧たばこ耕作者団体に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八條の規定の適用除外については、昭和三十三年六月三十日までは、なお従前の例による。

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「酒販組合中央会」の下に「たばこ耕作組合」を、「酒税の保全及び酒類業組合に関する法律」の下に「たばこ耕作組合法」を加える。

9 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「蚕糸業会」の下に「たばこ耕作組合」を加える。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「並びにたばこ耕作組合」を加える。

第三百四十八條第四項中「塩業

組合」の下に「たばこ耕作組合」を加える。

11 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより、登録税を免除する。

12 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合においては、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

13 都道府県は、たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧朝鮮銀行及び旧台湾銀行の預貯金全額支払等に関する請願(第一九七〇号)

第一九七〇号 昭和三十三年四月二十五日受理

旧朝鮮銀行及び旧台湾銀行の預貯金全額支払等に関する請願

請願者 東京都大田区北糀谷町八三京城土木株式会社

社長 坂井清治外五名

紹介議員 岡田 宗司君 天田 勝正君

旧朝鮮銀行及び旧台湾銀行の預金は終戦後支払いを停止されていたところより昭和三十年に至つて三分の一を切捨て残余の預金が支払われたが、同銀行は清算の結果はく大な残余財産を有し、これが処理に當つては先ず第一に預金者への支払いを優先させるべきところ、政府及び銀行当事者はこの条

理原則を無視し、先ず政府が納付金と称して税金と合せて七割以上のものを徴収した後、株主が三十四倍に該当する額を取得し、次に銀行役員が既に一度退職金を取得せるにもかかわらず更に離職手当と称して三億円余を重ねて取得したが、これは順逆を誤つた暴挙であつて憲法に保障する私有財産権の侵害であるから、これらの預金の全額を支払いかつ相当の損害を賠償せしむるよう措置せられたいとの請願。

昭和三十二年五月十六日印刷

昭和三十二年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局